

議案第 5 1 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、田川市職員定数条例（昭和 2 4 年条例第 3 4 号）等の規定を整備するため、条例を制定しようとするもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の
整備に関する条例

(田川市職員定数条例の一部改正)

第1条 田川市職員定数条例(昭和24年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例で」を「条例において」に、「臨時職員及び嘱託職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員」に改める。

第2条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第4条第1項中「及び地方自治法」を「、地方自治法」に、「派遣する者」を「派遣する職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をする職員」に改める。

(田川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 田川市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「及び田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に、「職員」を「短時間勤務職員及び法第22条の3第4項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員」に改める。

第6条を次のように改める。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、毎月21日(日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、21日前において21日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)とする。ただし、特に必要があるときは、これを変更することができる。

第9条第1号中「田川市役所職員厚生会」を「職員厚生会」に改め、同条第2号中「田川市役所職員団体」を「田川市職員団体」に改め、同条第3号中「田川市役所課長会等」を「職員相互の福利又は親睦のために設けられた団体(職員厚生会を除く。)」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 職員厚生会及び田川市職員団体が団体取扱契約を締結した生命保険の保険料等

第13条第2項中「田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成8年規則第9号）第3条に規定する勤務時間数」を「7時間45分」に改め、同条第7項中「の田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第3条に規定する勤務時間数」を「に規定する7時間45分」に改める。

第16条の2中「田川市職員の給与に関する条例施行規則（平成3年規則第5号）第5条第1項の表に」を「規則で」に改める。

別表第2中

1
2
3
4
5
6
7

を

1級
2級
3級
4級
5級
6級
7級

に改める。

（田川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 田川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的とする」を「、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第3条中「田川市住宅管理公社、田川市土地開発公社」を「一般財団法人田川市住宅管理公社」に改める。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（田川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 田川市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「）第29条第2項」を「。以下「法」という。）第29条第4項」に、「規定することを目的とする」を「、必要な事項を定め

るものとする」に改める。

第3条中「給料月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年条例第 号)第8条に規定する額を除く。))」を加える。

(田川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 田川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

10	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者	選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条に定める額
		投票管理者	
		開票管理者	
		選挙立会人	
		投票立会人	
		開票立会人	
		その他	予算に定められた範囲内

を

10	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者(専門的な知識経験又は識見を有する者であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他任命権者が定める事務を行うものに限る。)	予算の範囲内で定める額
11	投票管理者	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条に定める額
	開票管理者	
	選挙長	
	投票立会人	
	開票立会人	
	選挙立会人	

に改める。

(田川市職員の福利厚生制度に関する条例の一部改正)

第6条 田川市職員の福利厚生制度に関する条例(昭和44年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「(嘱託及び非常勤の職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。))」を削る。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の前に次の1条を加える。

(適用範囲)

第2条 この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例(昭和24年条例第34号)に規定する職員並びに法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第24号)第4条に規定する短時間勤務職員及び法第22条の3第4項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。

(田川市職員旅費支給条例の一部改正)

第7条 田川市職員旅費支給条例(昭和44年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 職員 市長、副市長、教育長、田川市職員定数条例(昭和24年条例第34号)

第1条(同条第8号を除く。)に規定する職員並びに法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第24号)第4条に規定する短時間勤務職員及び法第22条の3第4項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に改める。

第6条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第7条第2項、第10条第3項、第10条の2、第13条第2項及び第18条第1項中「次の各号に」を「次に」に改める。

(田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和

5 2 年条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基準を定めることを目的とする」を「基準に関する事項を定めるものとする」に改める。

第 2 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 6 条の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 3 条に規定する給与のうち、扶養手当、住居手当及び勤勉手当は、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定により採用された職員については、支給しない。

(田川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 9 条 田川市職員の退職手当に関する条例 (昭和 5 8 年条例第 1 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、職員が退職し、又は死亡した場合の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(定義及び適用範囲)

第 2 条 この条例において「職員」とは、田川市職員定数条例 (昭和 2 4 年条例第 3 4 号) に規定する職員 (田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 5 2 年条例第 1 4 号) 及び田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成 2 2 年条例第 2 3 号) の適用を受ける職員並びに地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。) 第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) を除く。) 及び法第 2 2 条の 3 第 4 項の規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員をいう。

2 退職手当は、職員が退職した場合に、その者 (死亡による退職の場合には、その遺族) に支給する。

3 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。) が 1 8 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤

務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

第3条第2項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第4条第1項第1号中「地方公務員法」及び「同法」を「法」に改める。

第5条第1項第1号中「地方公務員法」及び「同法」を「法」に改め、同項第2号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第7条第5項中「を含む」を「及び職員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったときにおける、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含む」に改め、「ほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算する」及び「職員が、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間」を削る。

第7条の2の次に次の2条を加える。

（勤続期間の計算の特例）

第7条の3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第3項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して6月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の4 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間には、第2条第3項に規定する者に相当する地方公共団体等の公務員としての引き続きた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第8条の2第9項第3号中「地方公務員法」を「法」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第2条第3項の規定により職員とみなされる者

第8条の2第11項第2号及び第16項第4号中「地方公務員法」を「法」に、「第9項第3号」を「第9項第4号」に改める。

第10条第2項中「4箇月」を「4か月」に改め、同条第15項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第11条第1号及び第2号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第12条第1項第2号中「地方公務員法」及び「同法」を「法」に改める。

第14条第1項第2号中「地方公務員法」を「法」に改める。

(田川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 田川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条（同法）」を「第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法）」に、「同法を」を「育児休業法を」に、「必要な」を「、必要な」に改める。

第2条を次のように改める。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された職員

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ロ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律等の規定による育児休業（以下この条及び次条において「法定等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数

(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする法定等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において法定等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、

当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において法定等育児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- 第3条に次の2号を加える。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
 - (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条の見出しを「(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)」に改める。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、「昇給日(田川市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成3年規則第7号)に定める昇給日をいう。)」を「職員の昇給を行う日として規則で定める日」に改める。

第14条中「同法」を「育児休業法」に改める。

第17条第1項中「同条例」を「退職手当条例」に改める。

(田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第11条 田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「必要な事項を定めることを目的とする」を「、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条の3第2項中「前条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、「かかわらず」の次に「、その職務の性質等を考慮して」を加える。

（田川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第12条 田川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「必要な」を「、必要な」に改める。

第3条中「地方公務員法」を「法」に改め、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（田川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第13条 田川市病院事業の設置等に関する条例（昭和24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第8条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

（田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第19条 地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の額、給与の減額及び休職者の給与については、職員及び田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第 号）の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。

第20条の見出し中「再任用職員についての」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第4条、第5条、第6条第2項、第7条、第8条の2、第14条及び第15条の2の規定並びに第15条のうち勤勉手当の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。